

警察大学校等跡地の有効活用を促進するための 四者協議会（第 2 回作業部会）結果

平成 17 年 10 月 14 日（金） 15:00～16:30
於：さいたま新都心合同庁舎第 1 号館
18 階会議室

- 1 出席者の確認
出席者は別添のとおり。
- 2 都市計画道路及び防災公園の整備について
中野区から、国が跡地を一括売却する場合又は複数の者に分割売却する場合に考えられる事業手法について説明。中野区としては、開発者による区画整理事業や開発行為を想定しているとの考えが示された。
 - (1) 【杉並区意見】
 - ・社会福祉施設を早期に設置（誘致）したいと考えているので、接道となる都市計画道路の整備時期は関心の高い問題である。
 - ・基盤整備は行政の責任において実施すべきとの考えである。補助金の申請手続きとの関連もあるので、事業手法、時期等を早期に固める必要がある。
 - (2) 【東京都意見】
 - ・都市計画施設や 2 号施設、地区施設などの都市基盤施設は、適切な土地利用転換を支えるものであり、地区計画の都市計画決定の前提として将来確実に整備されるよう、整備主体・時期・管理を明確にしておく必要がある。
 - ・都市計画施設等の公共施設は、一般的には地方公共団体が整備するものと考ええる。但し、大規模な開発において、施設管理者等との協議などの上、開発者負担とする事業の組み立てもあり得ると考えるが、その場合、施設の性格や負担と受益のバランスを踏まえることが必要ではないか。
 - ・地区計画の決定後に国有地を分割して売却する場合には、2 号施設・地区施設などの整備に係る各開発者の分担（負担）をどのように担保するか明確にしておかなければならない。
 - ・（2 号施設、地区施設としての）公園を地区計画の中で位置づけるか否かは、上位計画との整合性や、地域での必要規模、土地利用転換内容に応じた必要規模・位置とすべき。
 - (3) 【財務省意見】
 - ・本跡地は、両区、警視庁、大学等の公共公益施設が大部分を占めることとなり、用地全体を一括売却する事案ではない。したがって、公共随契を前提としたインフラ整備を考える必要がある。
 - ・国有地の処理にあたっては、国が対外的な説明責任を負うことになるので、都市計画道路及び防災公園を全ての土地取得者に負担させることを考えているのであれば、その明確な根拠が必要となる。国としてはこのような取扱いができないと考えている。なお、国損を生ずる（開発負担のため安価で売却する等）ような売却はできないことは当然である。
 - ・中野区が直接都市計画道路及び防災公園を整備する場合の実質負担額を明らかにしてほしい。
 - ・中野区が誘致したいとしている大学については、区の想定している面積と各大学からの取得要望面積は大きく乖離しており、公用公共用優先の考えからすると民間ゾーンを割愛することも考えられる。
- 3 次回部会の確認
部会長より、利用計画等の合意形成に向けて部会での検討を進展させる必要があり、そのためには、早急に「都市計画道路及び防災公園の整備」にかかる検討を進めるよう要請。
また、次回の部会は、上記の検討状況を踏まえ日程調整することを提案し、出席者了解。